

【動物用医薬品店舗販売業許可申請手続きについて】

申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間 平日 午前 8：30～11：30 午後 1：00～4：30

必要書類

必 要 書 類	注 意
☐ 動物用医薬品店舗販売業許可申請書	○ 別紙記入例を参考にしてください
☐ 店舗所在地の略図	○ 店舗の場所を赤枠等で明確にしてください
☐ 店舗の平面図	○ 動物用医薬品の配置場所を赤枠等で示してください
☐ 店舗管理者の氏名、住所を記載した書類 ☐ 店舗管理者以外の薬剤師、販売従事登録者の氏名、住所を記載した書類 ☐ 店舗において販売、授与する医薬品の区分を記載した書類 ☐ 特定販売に関する項目を記載した書類	○ それぞれ様式は問いませんが、店舗添付書類(参考様式)がありますのでそちらにまとめて記載していただいてもかまいません
☐ 店舗管理者の実務又は業務従事証明書 ☐ 勤務簿の写しまたはこれに準ずるもの	○ 指定医薬品以外の医薬品のみを販売授与する店舗において、 登録販売者を店舗管理者とする場合 に必要となります(実務・業務従事証明書の様式があります) ※ 詳細は管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください
☐ 登記事項証明書	○ 申請者が法人である場合には添付してください
☐ 組織規定(図)又は業務分掌表等	○ 法人においては 薬事に関する業務を行う役員 が明確になるようにしてください
☐ 薬剤師免許証又は 動物用医薬品販売従事登録証	○ 原本を持参してください ○ 店舗管理者及びその店舗で動物用医薬品販売に従事する全員分
☐ 雇用証明書	○ 上記の有資格者全員分
☐ (指針・業務手順書)	○ 動物用医薬品の適正管理、販売を行うための指針・業務手順書 ○ 提出は必須ではありませんが、指針・業

	務手順書の有無を確認します （指針・業務手順書が整備されていない場 合は許可できません）
--	---

- **手数料：29,200円（キャッシュレス決済又は納付書払い）**
- 令和8年9月30日で収入証紙の販売が廃止されるため、令和8年10月1日以降の申請は原則キャッシュレス決済又は納付書による支払いとなります。
 - 令和8年9月30日までに購入された収入証紙については、令和9年3月31日まで使用できます。
 - キャッシュレス決済の場合は、本県HP「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」に記載されているキャッシュレス端末設置場所にて支払いを行い、レシートと共に申請書を提出してください。
 - 納付書払いの場合は、管轄する家畜保健衛生所にご連絡ください。
- ※ 受付、書類審査後に日程等を調整の上、構造設備の概要等について店舗立入検査を行います。
- ※ 不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。